



# 大津市公報

令 和 4 年 4 月 1 日  
号 外 (第 23 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

- 教育委員会規則
  - 5 大津市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則…………… 1
  - 6 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則…………… 1
  - 7 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則…………… 3
  - 8 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
  - 9 大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則…………… 4
  - 10 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
  - 11 大津市立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
- 教育委員会訓令
  - 1 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正…………… 6
- 教育委員会告示
  - 1 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について…………… 7
  - 2 平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について)の一部改正…………… 7
  - 3 平成29年教育委員会告示第3号(教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正…………… 8
- 教育委員会教育長告示
  - 2 公印の新調及び廃止について…………… 8

## 教育委員会規則

大津市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則を公布する。  
令和4年4月1日

大津市教育委員会  
教育長 島 崎 輝 久

### 大津市教育委員会規則第5号

大津市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則  
次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 大津市文化財保護条例施行規則(昭和53年教育委員会規則第1号)
- (2) 大津市伝統的建造物群保存審議会規則(平成2年教育委員会規則第2号)
- (3) 大津市歴史博物館の管理運営に関する規則(平成2年教育委員会規則第3号)
- (4) 大津市埋蔵文化財調査センターの管理運営に関する規則(平成7年教育委員会規則第7号)
- (5) 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則(平成9年教育委員会規則第18号)
- (6) 大津市歴史博物館収蔵品収集審査会規則(平成24年教育委員会規則第20号)

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和4年4月1日

大津市教育委員会  
教育長 島 崎 輝 久

### 大津市教育委員会規則第6号

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則  
大津市教育委員会公印規則(平成10年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
別表第1職印の表大津市歴史博物館長之印の項を次のように改める。

削除	6	6	削除	削除	削除	削除
	7	6	削除	削除	削除	削除

別表第1職印の表大津市埋蔵文化財調査センター所長之印の項を次のように改める。

削除	9	8	削除	削除	削除	削除
----	---	---	----	----	----	----

別表第1職印の表大津市教育相談センター所長之印の項を次のように改める。

大津市教育支援センター 所長之印	14	13	てん書	方21	所長名をもって発する文 書用	教育支援セン ター所長
---------------------	----	----	-----	-----	-------------------	----------------

別表第1職印の表大津市立小野公民館長之印の項を次のように改める。

削除	22	21	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表大津市立仰木公民館長之印の項を次のように改める。

削除	28	27	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表大津市立滋賀公民館長之印の項を次のように改める。

削除	35	34	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表大津市立藤尾公民館長之印の項を次のように改める。

削除	37	36	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表大津市立富士見公民館長之印の項及び大津市立晴嵐公民館長之印の項を次のように改める。

削除	43	42	削除	削除	削除	削除
削除	44	43	削除	削除	削除	削除

別表第1職印の表大津市立小野公民館分館長之印の項を次のように改める。

削除	55	54	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第2職印の項第6号を次のように改める。

(6)

削除

別表第2職印の項第8号を次のように改める。

(8)

削除

別表第2職印の項第13号を次のように改める。

(13)

大津市教育 支援センタ ー所長之印
-------------------------

別表第2職印の項第20号から第23号までを次のように改める。

(20)から(23)まで

削除

別表第2職印の項第27号を次のように改める。

(27)

削除

別表第2職印の項第34号から第37号までを次のように改める。

(34)から(37)まで

削除

別表第2職印の項第42号及び第43号を次のように改める。

(42)及び(43)

削除

別表第2職印の項第54号及び第55号を次のように改める。

(54)及び(55)

削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

**大津市教育委員会規則第7号**

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会行政組織規則(平成23年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号を削り、同条第2項中「学校ICT支援室 特別支援教育室」を「学校ICT支援室」に改める。

第4条第1項の表学校教育課の項第23号中「、学校ICT支援室及び特別支援教育室」を「及び学校ICT支援室」に改め、同表児童生徒支援課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同表学校給食課の項第5号中「の巡回指導」を「を通じた食育」に改め、同表生涯学習課の項第10号中「及び小野公民館分館」を削り、同表文化財保護課の項を削り、同条第2項の表特別支援教育室の項を削る。

第5条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 教育支援センター

第5条第1項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、第19号を削り、第20号を第18号とし、第21号を第19号とし、第22号を第20号とし、同条第2項中「前項第17号及び第18号」を「前項第16号及び第17号」に改め、同条第3項中「第2号及び第9号」を「第8号及び第15号」に改める。

第6条第1項の表教育相談センターの項を削り、同表埋蔵文化財調査センターの項を次のように改める。

教育支援センター	(1) 大津市教育支援センター条例(平成11年条例第1号)第3条第1号から第4号までに掲げる事業の実施に関すること。 (2) 教育支援センターの広報に関すること。 (3) 教育支援センターの設備及び備品の維持管理に関すること。 (4) 公印の保管に関すること。 (5) 教育支援センターの一般庶務に関すること。
----------	---

第6条第1項の表歴史博物館の項を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会規則の一部改正)

第2条 大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会規則(平成24年教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会事務局学校教育課特別支援教育室」を「教育委員会教育支援センター」に改める。

-----

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和4年4月1日

大津市教育委員会  
教育長 島 崎 輝 久

**大津市教育委員会規則第8号**

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則  
大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和62年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

参事	必要と認める課 又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	を
副参事		担当事務を処理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。	
専門員		特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	

参事	必要と認める課 又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	に
専門員		特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	
副参事		担当事務を処理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。	

改める。

第3条第2項の表中「、歴史博物館」を削り、同条第4項の表中「科学館指導主事」を「生涯学習センター主査及び科学館指導主事」に改め、同表視聴覚ライブラリー主任の項を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和4年4月1日

大津市教育委員会  
教育長 島 崎 輝 久

**大津市教育委員会規則第9号**

大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則  
大津市奨学資金給与条例施行規則(昭和40年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。  
第7条第3項中「福祉子ども部長」を「福祉部長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和4年4月1日

大津市教育委員会  
教育長 島 崎 輝 久

**大津市教育委員会規則第10号**

大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則  
大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則(平成4年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号エ中「教育相談センター」を「教育支援センター」に改め、同号キを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第11号

大津市立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和62年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

「(申請者)団体名

様式第1号中「葛川少年自然の家所長 様」を 「(宛先) 葛川少年自然の家所長」 に、

住 所 「 住 所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 を 申請者 氏 名 に、
電 話 ( ) 一 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
F A X ( ) 一 電話番号及びF A X番号」

Table with columns for 小学生, 中学生, 引率者, その他, 計 and rows for 男子, 女子, 計.

を

Table with columns for 小学生, 中学生, 引率者, その他, 計 and rows for 市内, 市外, 市内, 市外, 市内, 市外, 市内, 市外, 市内, 市外.

に改め

る。

「(申請者)団体名 住 所 「 住 所 (団体にあつては、主たる
様式第2号中 氏 名 を 申請者 氏 名 (団体にあつては、名称及
電 話 ( ) 一 F A X ( ) 一 電話番号及びF A X番号」

事務所の所在地)
様 に、
び代表者の氏名)
」

使用人数		小学生		中学生		引率者		その他		計	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
	男子										
	女子										
	計										

を

使用人数 (人)		小学生		中学生		引率者		その他		計	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外

に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第1号

大津市教育委員会事務決裁規程(平成6年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

第2条第10号中「、図書館長及び歴史博物館長」を「及び図書館長」に改め、同条第11号中「(次号に規定する場長を除く。)」を削り、同条第12号中「公民館長」の次に「及び和邇図書館長」を加え、「、場長(教育委員会の指定する場長に限る。)」を削る。

第9条第2項中「、専門員」の次に「(学校給食課専門員に限る。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 専門員(学校給食課専門員を除く。以下この項において同じ。)は、部長、次長又は課長の命を受け、部長、次長又は課長が定める専門的な知識、技術を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは担当職員を指揮監督する。この場合において、専門員は、部長又は次長が定めるものについては、課長と同等の職務権限を行使するものとする。

第10条第1項中「、場長(同号に掲げる場長に限る。)」を削る。

第14条第2項中「及び歴史博物館」を削り、同条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、第11号を削る。

別表第1号の表1の部5の項を次のように改める。

5 事務の処理基準、要領、手続等の決定										行政改革推進課長(ただし、指定管理者の募集に係る要領
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------------------

(1) 重要なもの			○								の決定に関するものに限る。)
(2) その他のもの								○			教育総務課長

別表第1号の表1の部15の項を次のように改める。

15 申請、通知、通報、報告、届出、催告等及びこれらの受理											行政改革推進課長(ただし、指定管理者の候補となる者の選定に係る結果の通知に関するものに限る。)
(1) 重要なもの			○								
(2) 一般的なもの						○					
(3) 軽易なもの								○			

別表第2号の表文化財保護課の項を削り、同号の表特別支援教育室の項中「特別支援教育室」を「教育支援センター」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 告 示**

**大津市教育委員会告示第1号**

大津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成22年条例第36号)第3条から第6条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う手続等を定めたので、大津市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成22年教育委員会規則第5号)本則の規定によりその例によることとされる大津市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成22年規則第77号)第3条の規定により告示する。

令和4年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

手続等の名称	根拠となる条例等の名称	条項	適用期日
大津市立図書館の利用証の申請	大津市立図書館の管理運営に関する規則(昭和56年教育委員会規則第9号)	第7条第1項及び第2項	令和4年4月1日

**大津市教育委員会告示第2号**

平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

第1項の表小野公民館の項、小野公民館分館の項、仰木公民館の項、滋賀公民館の項、藤尾公民館の項、富士見公民館の項及び晴嵐公民館の項を削る。

**大津市教育委員会告示第3号**

平成29年教育委員会告示第3号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

大津市教育委員会  
教育長 島 崎 輝 久

本則中「及び大津市立小野公民館分館」を削る。

**教育委員会教育長告示**

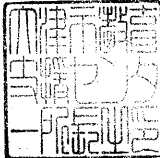
**大津市教育委員会教育長告示第2号**

公印を新調し、及び廃止したので、大津市教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第1号）第5条において準用する大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。


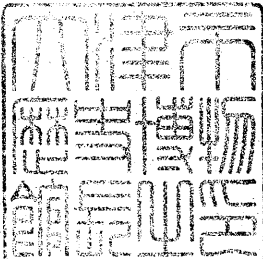
令和4年4月1日

大津市教育委員会  
教育長 島 崎 輝 久







1 新調  
職印



公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
大津市教育支援センター 一 所 長 之 印	所長名をもって発する 文書用	教育支援セン ター所長	令和4年4月 1日	

2 廃止  
職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用廃止期日	印 影
大津市歴史博物館長之 印	館長名をもって発する 文書用	歴史博物館長	令和4年4月 1日	
	賞状、表彰状及び感謝状用	歴史博物館長	令和4年4月 1日	



大津市埋蔵文化財調査センター所長之印	所長名をもって発する文書用	埋蔵文化財調査センター所長	令和4年4月1日	
大津市教育相談センター所長之印	所長名をもって発する文書用	教育相談センター	令和4年4月1日	
大津市立小野公民館長之印	館長名をもって発する文書用	小野公民館長	令和4年4月1日	
大津市立仰木公民館長之印	館長名をもって発する文書用	仰木公民館長	令和4年4月1日	
大津市立滋賀公民館長之印	館長名をもって発する文書用	滋賀公民館長	令和4年4月1日	
大津市立藤尾公民館長之印	館長名をもって発する文書用	藤尾公民館長	令和4年4月1日	

大津市立富士見公民館 館長之印	館長名をもって発す る文書用	富士見公民館 館長	令和4年4月 1日	
大津市立晴嵐公民館館長 之印	館長名をもって発す る文書用	晴嵐公民館館長	令和4年4月 1日	
大津市立小野公民館分 館長之印	館長名をもって発す る文書用	小野公民館分 館長	令和4年4月 1日	